

滋賀県立

聴覚障害者センター

だより



— 82号 —

発行日 / 平成 28 年 7 月 10 日

発行所 / 草津市大路 2 丁目 11-33

TEL 077-561-6111  
077-561-6133

HP <http://www.shigajou.or.jp>  
Blog <http://shigajou.blog.eonet.jp>

新所長あいさつ

滋賀県立聴覚障害者センター事業の展開

所長 木下 博



この度、滋賀県立聴覚障害者センターの所長に就任いたしました。微力ではありますが、センターの一層の発展のため力を尽くしたいと考えております。どうか宜しく願います。言うまでもなく、センターは聴覚障害団体をはじめ多くの支援団体の願いを背景に開所され、関係団体の支えを得ながらこれまで

歩んでまいりました。

センターを取り巻く情勢は厳しいものがありますが、さらに関係団体との協力、共同の関係を強固にしながら、施設の運営と事業の発展に努めてまいります。

さて、今年にはセンターの存在意義が問われる重要な年になると考えています。一つ目は、4月に施行された障害者差別解消法に関わってセンターが担う役割です。同法には、差別を解消する支援措置として、相談・紛争解決の取り組みがあげられていますが、滋賀県では、その相談窓口として当センターもその一端を担

うこととなります。

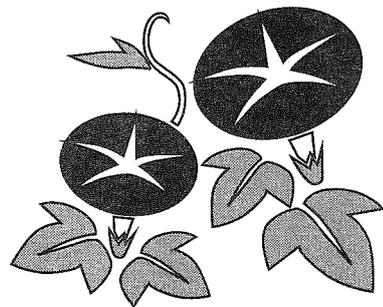
従って、差別を受けた当事者や関係者からの相談に基づいて、事実の確認や助言をはじめ、問題解決に向けた活動を行います。まずは、日常業務を通して事例を集め、助言や調整などの働きかけを始めていきたいと思っております。

二つ目は、10月に開所予定の北部みみの里とセンターの連携です。湖北みみの里は、北部地域における聴覚障害者の日中活動や交流の場を目的としており、当面、センター事業の一部である、ビデオライブラリーの設置やいきいき教室、聴力相談（出前）などの事業を計画しています。今後、センターの北部拠点として、相談活動や意思疎通支援関連事

業、障害者理解の啓発など事業を展開し、センターとしての役割を果たしていきたいと思っております。

三つ目は、災害時の支援体制や福祉避難所の取組みなど防災対策についての準備、検討を深めていく取り組みです。今年4月に発生した「熊本地震」では、聴覚障害者被災者への支援の課題が浮き彫りになりました。なかでも、センターと同じ情報提供施設が福祉避難所として機能し、被災者にとってかけがえのない役割を果たしたことを考えると、センターが草津市の福祉避難所として指定されたことは大きな意義があります。今後、対象範囲の拡大をはじめ、支援活動のあり方など、熊本の取り組みから学ぶことが重要であると考えています。

また、県では、差別禁止条例や手話言語条例の制定に向けた検討や、8年後に開催される第24回障害者スポーツ大会の準備も進められており、聴覚障害に関わっての提言や事業への協力が求められます。センターとしても、役割がしっかりと果たせるよう職員一同取り組んでまいります。どうかご支援のほど、宜しくお願いたします。



# 特定非営利活動法人

## 全国聴覚障害者情報提供施設協議会

### 平成28年度総会および第12回施設大会

平成28年6月23日(木)～24日(木)  
アネックスパル法円坂(大阪市)で行

障害者情報提供施設大会に参加してき  
ました。

今年度は新たに賛助会員に(社福)  
全国手話研修センターが加わり、正会  
員50施設、賛助会員4団体となりまし  
た。



1日目は、総会が執り行わ  
れ、事業報告及び計画、予算  
及び決算報告等、議事はすべ  
て承認されました。

また、その他の報告では、  
熊本のセンターから、今回の  
熊本地震に関して、地震発生  
後からの対応、福祉避難所指  
定にかかわる経過やICTを  
活用し情報提供や安否確認行  
う一方、避難所におけるコミュ  
ニティや、情報コミュニケーション  
ションについて話がありまし  
た。

続いて、施設大会では、「障  
害者差別解消法と情報提供施  
設(合理的配慮)」について  
の講演(松本弁護士)および

シンポジウム(厚生労働省、全日本ろ  
うあ連盟、全日本難聴者・中途失聴者  
団体連合会)が行われ、他の障害者も  
含め関係者と一緒に考えていくことが  
大事だと感じました。

2日目はブロック会議(近畿東海ブ  
ロック13施設)が開かれ、ブロック会  
議及び研修会のあり方について話し合  
われました。  
次年度は茨城県で開催予定です。

## 専任手話通訳者協議会

滋賀県における専任手話通訳  
者の設置事業は、1973年(昭  
和48年)大津市に始まり、以  
後、県庁や各市町へと広がりま  
した。現在13市2町に26人の専  
任手話通訳者が設置されていま  
す。(2016年6月)

都道府県別に見た、専任手  
話通訳者の設置率は、全国  
1740市町村のうち、668  
市町村が設置をしており、その  
割合は38.4%です。滋賀県  
の設置率は84.2%で、鳥取  
県、京都府に続く設置率の高さ  
となっています。(H27年3月  
31日現在 厚生労働省調べ)  
県と各市町の設置通訳者で構  
成される専任手話通訳者協議会  
では、定期的な会議と情報交換  
研修を行っています。5月27日  
に県庁にて協議会総会を開催  
し、新年度がスタートしました。

今年度は、専任手話通訳者が専  
門職として、仕事をしながら成  
長していくために有効な、「ピ  
アスピージョン」を取り入  
れ、手話通訳業務のスキルアッ  
プに努めます。また、手話言語  
条例や差別解消条例の制定やそ  
の取組について、先進地事例か  
ら学び学習を進めます。そして、  
専任手話通訳者の健康について  
も継続的に学習を深めます。

専任手話通訳者は、手話通訳  
という技術を駆使して、聴覚障  
害者の多様な生活要求に応じる  
ための支援を継続的に行いま  
す。また、市民・町民に対して、  
福祉制度の説明や手話の啓発を  
行っています。お住いの地域の  
専任手話通訳者を知っていただ  
き、活用していただきたいと思います。

## きこえの福祉講座を終えて 高島市会場

6月4日(土)に高島市観光物産プラザにて、今年度第1回目のきこえの福祉講座を開催しました。参加者は11名で、付き添いの家族などを含めると20名ほどでした。

最初に難聴者協会の板垣さんによる「きこえにくい、きこえないとは？」というテーマでの講義、続いて同協会の野村さんによる、みみの里への通所から就職活動を頑張ったことなどの体験発表がありました。参加者からは、「集音器と補聴器の違い」の質問や「不自由さと共に生きることを普通に捉えられるようになりたい」との感想がありました。

参加者のうち6名が聴力検査や個別相談を受けられました。高島市での出張講座が年1回のためか、検査や相談を一度も受けたことがない方が多く見受けられました。また、相談時間を1人あたり30分に設定していたため、自分の状態を伝えるだけで終了時間になってしまう方もいらっしゃいました。そのような方には、終了時間を延長し相談に応じました。今後は月1回センターで実施されるきこえの相談と同様に、最低でも1時間は確保する必要があります。と実感しました。

## 要約筆記者養成講座の今

要約筆記者養成講座(後期)【パソコンコース】は、4月12日(火)より受講者12名で開講しています。(前期は平成27年9月〜平成28年2月)

後期はコミュニケーション論、情報保障論などの講義が続き、幅広い角度から知識を深めています。受講生からは、養成講座を通じ今まで知り得なかった世界が広がり、自己の課題が見えてくるとの感想が聞かれています。

伝達実践技術実習では、説明のルールを学び、物語の構造、パラグラフの構造から実際に文章を分析してみました。意図の明確化、伝達の効率化、情報の共有化を図り、その場の要約率を考えます。

5月からは実習が始まりました。後期は、チームでの動き方なども実際に要約筆記の作業を行いながら力をつけていきます。パソコン要約筆記は文字

を入力することだけでは、チームワークがなく、周囲の状況を判断の深まってきた受講生のこれからの頑張りを楽しみます。

手話通訳者養成講座は「手話通訳Ⅰ」と「手話通訳Ⅱ」に分けられています。滋賀県では「手話通訳Ⅰ」は6月に開講され3月まで続きます。そして翌年度4月から11月まで「手話通訳Ⅱ」を学びます。その後、12月第一土曜日に実施される手話通訳者全国統一試験に合格すると手話通訳者としての活動が始まります。

滋賀県では、平成18年度から2コースを開講しています。ここ数年は当センターを会場に昼コースと夜コースを設けていましたが、今年度は「手話通訳Ⅰ」を彦根市障害者福祉センターを会場とする「彦根コース」と、当センターを会場とする「草津コース」としました。それぞれ金曜日と水曜日で、どちらも夜に開講します。

今年度は草津コース15名、彦根コース13名が受講者として決まりました。今年度の特徴は県内各地域から申込みがあったこと、若い受講生が多いことです。これは各市町で開かれている手話奉仕員養成講座で基礎課程を学んだ方々が意欲を持ち続け、手話通訳者養成講座にチャレンジをされたことによります。

6月から始まる講座では、講師や講座事務局も一丸となって受講生を支援していくつもりです。

## 手話通訳者養成講座について

また、「手話通訳Ⅱ」では、統一試験に向けて気持ちを集中させて学習をしています。1人でも多くの手話通訳者が誕生することが、受講生はもちろん講師や事務局の強い願いです。そのためにも、手話通訳者養成事業の充実を常に考えていく所存です。

## みんなで話して解決する場として 聴覚障害児及び保護者サポート事業 今年度も開催！

滋賀県内の聴覚障害児を育てる保護者を支援する県独自の取り組みである、聴覚障害児及び保護者サポート事業。今年で法人独自事業として実施していた期間を含め5年目となりました。今年度も聴覚障害児の保護者を対象とした学習会とおしゃべり会をする「のびのびサロン」を6回開催します。その第1回目を5月29日に当センター研修室で開催いたしました。

今回の学習会講師は、昨年好評をいただいた兵庫県聴覚障害者センターで言語聴覚士として勤務されている岡 恵子氏をお迎えしました。これまでたくさんの方と接してこられた経験を踏まえて、「きこえないこと、きこえにくいこととは？」をテーマにお話しいただきました。

また、その後のおしゃべり会では、参加された方それぞれが現在の子育てについて思うことを話したり、自身の経験も踏まえたアドバイスをしたりと、交流しながら情報交換する場となりました。

参加者のアンケートでは「わかりやすい解説でよく理解できた。」「実際の聞こえにくい人のお話を聞くことができてよかった。」「手話を学びたいと更に思うようになった。」など寄せられました。

今年度も新規参加者があり、きこえない、きこえにくい子どもを育てることで抱えている思いをみんなで話せる場として、今後も集まる場をつくり、保護者をサポートしていきたいと思っています。

## ● 湖北ビデオライブラリーについてお知らせ ● ～湖北ビデオライブラリーの場所が変わります。～

今までは湖北健康福祉事務所（湖北保健所）に聴覚障害者のためのビデオライブラリーのVHSテープ、DVDを置かせていただいて湖北ビデオライブラリーを実施しておりましたが、湖北みみの里のオープンに伴い、場所を湖北みみの里に移転いたします。

それにより、VHSテープやDVDの整理のため8月より湖北ビデオライブラリーを休止させていただきます。湖北ビデオライブラリーのご利用方法については湖北みみの里オープンの際にお知らせいたします。

### 【湖北ビデオライブラリーの場所】

現在～7月29日（金）      湖北健康福祉事務所（湖北保健所）  
↓  
10月3日（月）～      湖北みみの里

### タツノオトシゴ

先日、京都の宇治に紫陽花を見に行った。一面の紫陽花に感動しながら、白や青や桃色と多彩で形も様々、こんなに品種が豊富なのかと驚いた。異常気象と言われながらも毎年花を咲かせ梅雨を迎え季節は移ろいでいる。

今年は台風がまだ発生していないらしい。台風の多い九州を思うと台風が来なくてよかったと思う反面、これもまた異常気象なのだろうか。いまだに余震の続く熊本を思うと胸が痛む。

紫陽花の花言葉は色が変化することから「移り気」が一般的だが、他に小さな花が集まり咲いていることから「家族の結びつき、団結」もあるらしい。

そんな花言葉をもつ紫陽花が熊本にもたくさん咲いていますように。そう願わずにはいられなかった。

(M. H)